

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会
第3回総会（書面開催）

令和5年3月30日（木）

議事次第

審議事項

（議案） 実行委員会諸規程等について

- ・ 議案 1-1 変更協定書（案）
- ・ 議案 1-2 令和5年度協定書（案）
- ・ 議案 2 2023年度収支予算書（案）
- ・ 議案 3 実行委員会会則改正（案）
- ・ 議案 4 企画提案等審査会設置要綱改正（案）

東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する
協定書の一部を変更する協定書（案）

令和4年10月18日付で東京都（以下「甲」という。）と東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会（以下「乙」という。）との間で締結した「東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する協定書」書（以下、「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

1. 第2条については、以下のとおりの変更とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

2. 第4条については、以下のとおりの変更とする

（業務分担）

第4条

2 乙は、自己の分担業務について、第三者に委託できるものとする。

3. 第5条については、以下のとおりの変更とする。

（経費の負担・支出）

第5条 本事業の実施に要する経費は、別紙「収支予算書」に基づき、乙が負担する。

2 別紙「収支予算書」に基づき、甲は負担金を支出する。

3 （現行のとおり）

4 本事業の総事業費が第2項に定める甲の負担額を下回った場合は、乙は、甲の負担額から総事業費を差し引いた額に乙が本事業実施に当たって収入した協賛金等の総計を加えた額を甲に返還するものとする。

5 本事業に係る費用の精算の結果、欠損金が生じたときは甲乙で協議するものとする。

4. 第6条については、以下のとおりの変更とする

（事業計画の更新）

第6条 乙は、第4条2項に基づき第三者に業務を委託した場合には、委託事業者決定後速やかに事業計画書を見直し、甲に報告し承認を得るものとする。

5. 第7条については、以下のとおりの変更とする。

(事業計画の変更)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に協議するものとする。

(1) 事業計画書記載の内容を著しく変更しようとする場合

(2) 乙が第3条に定める事業の内容及び第5条に定める経費負担額を大幅に変更し、又は本事業を中止する必要がある場合

6. 第8条については、以下のとおりの変更とする。

(負担金の払込)

第8条 (現行のとおり)

7. 第9条については、以下のとおりの変更とする。

(経理)

第9条 乙が分担する経理は、乙の財務諸規程に基づき行う。

2 乙は、収支予算書に基づき、事業に係る収入及び支出を明らかにするための帳簿を整えるとともに、収入及び支出の根拠となる証拠書類を適正に管理し、乙が解散後は、甲に適正に引き継ぐものとする。

3 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、本事業後5年間保管するものとする。

8. 第10条については、以下のとおりの変更とする

(報告)

第10条 (現行のとおり)

9. 第11条については、以下のとおりの変更とする。

(負担金の精算)

第11条 甲は、前条の規定により提出のあった書類に基づき、会計年度ごとに速やかにその内容を調査・審査のうえ、適当と認められるときは、甲の負担金の額を確定し、乙に対して別記第2号様式により通知する。

10. 第12条について以下のとおり変更する。

(事務処理状況の調査)

第12条 (現行のとおり)

11. 第13条について以下のとおり変更する。

(協定の解除及び負担金の返還)

第13条 (現行のとおり)

(3) 乙の本事業の執行上、ふさわしくない行為があったとき

12. 第14条について以下のとおり変更する。

(中止・延期)

第14条 前条第1項に規定された場合以外に甲及び乙がイベントの中止又は延期を希望する場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

13. 第15条、第16条について以下のとおり変更する。

(延滞金及び違約加算金)

第15条 (現行のとおり)

(延滞金及び違約加算金の計算)

第16条 (現行のとおり)

14. 第17条について以下のとおり変更する。

(損害賠償責任)

第17条 (現行のとおり)

2 本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。

15. 第18条については、以下のとおりの変更とする。

(緊急時の対応)

第18条 (現行のとおり)

1 6 . 第19条については、以下のとおりの変更とする。

(暴力団等の排除)

第19条 乙は、乙が締結する売買、賃借、請負その他の契約に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）が介入することのないよう十分留意するとともに、暴力団等反社会的行為者を排除する措置を講ずること。

2 乙は、本事業の運營業務を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団又は暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 甲に報告すること
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

1 7 . 第20条については、以下のとおりの変更とする。

(守秘義務)

第20条 甲及び乙は、本事業の実施に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

1 8 . 第21条から第26条については、以下のとおりの変更とする。

(個人情報の取扱い)

第21条 (現行のとおり)

(裁判管轄)

第22条 (現行のとおり)

(権利の帰属)

第23条 (現行のとおり)

(印刷物の作成)

第24条 (現行のとおり)

(協定内容の変更)

第25条 (現行のとおり)

(その他)

第26条 (現行のとおり)

19. その他条項については、原協定書のとおりとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和5年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
乙 東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会
代表者 実行委員長

2023年度東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する 協定書（案）

東京都（以下「甲」という。）と東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力して、東京ベイeSGプロジェクトが目指す50年・100年先の持続可能な都市モデルをいち早く具現化し、東京が世界各都市と連携して持続可能な社会の実現に向けたムーブメントを牽引していくため、国際発信イベント事業を実施することを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

（事業内容及び経費）

第3条 別紙1事業計画書（2023年度）及び別紙2収支予算書（2023年度）のとおりとする。

（業務分担）

第4条 甲及び乙は、それぞれ次に掲げる業務を分担する。

（1） 甲の業務分担

- ア 事業の実施に当たっての指導、助言及び監督
- イ 事業実施に係る経費の負担に関すること
- ウ その他甲が必要と認めること

（2） 乙の業務分担

- ア 事業の企画、広報及び実施に関すること
- イ 事業の経理に関すること
- ウ その他乙が必要と認めること

2 乙は、自己の分担業務について、第三者に委託できるものとする。

（経費の負担・支出）

第5条 本事業の実施に要する経費は、別紙「収支予算書」に基づき、乙が負担する。

2 別紙「収支予算書」に基づき、甲は負担金を支出する。

3 本事業の実施において、乙は、民間事業者等から協賛金等を募ることができるものとし、これを前項に規定する甲の負担金に充当することができるものとする。

4 本事業の総事業費が第2項に定める甲の負担額を下回った場合は、乙は、

甲の負担額から総事業費を差し引いた額に乙が本事業実施に当たって収入した協賛金等の総計を加えた額を甲に返還するものとする。

5 本事業に係る費用の精算の結果、欠損金が生じたときは甲乙で協議するものとする。

(事業計画の更新)

第6条 乙は、第4条2項に基づき第三者に業務を委託した場合には、委託事業者決定後速やかに事業計画書を見直し、甲に報告し承認を得るものとする。

(事業計画の変更)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に協議するものとする。

(1) 事業計画書記載の内容を著しく変更しようとする場合

(2) 乙が第3条に定める事業の内容及び第5条に定める経費負担額を大幅に変更し、又は本事業を中止する必要がある場合

(負担金の払込)

第8条 乙は、甲に対して本事業の負担金の支払いを請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めたときには、請求金額を乙に支払うものとする。

(経理)

第9条 乙が分担する経理は、乙の財務諸規程に基づき行う。

2 乙は、収支予算書に基づき、事業に係る収入及び支出を明らかにするための帳簿を整えるとともに、収入及び支出の根拠となる証拠書類を適正に管理し、乙が解散後は、甲に適正に引き継ぐものとする。

3 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、本事業後5年間保管するものとする。

4 甲は、本協定に基づき乙が分担する経理に関して、必要に応じて乙に対し、収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類の閲覧を求めることができる。

(報告)

第10条 乙は、本事業の終了後、別記第1号様式により速やかに事業報告書、収支決算書及びその他甲の指示する書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。

(負担金の精算)

第11条 甲は、前条の規定により提出のあった書類に基づき、会計年度ごとに速やかにその内容を調査・審査のうえ、適当と認められるときは、甲の負担金の額を確定し、乙に対して別記第2号様式により通知する。

2 乙は、前項による額の確定通知を受けたときは、ただちに別記第3号様式により精算するものとする。

(事務処理状況の調査)

第12条 甲は、必要と認めるときは、乙の事務処理状況を調査することができる。

2 甲は前項の調査に当たり、いつでも第8条に定める帳簿その他の関係書類等の提出を乙に求めることができる。

(協定の解除及び負担金の返還)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を任意に解除するとともに、当該時点までにかかった実費について、甲乙協議の上、相応の負担をするものとする。なお、実費に係る負担を除き、甲は乙に対し支払った負担金の一部又は全部について返還を求めることができる。

(1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく違反したとき

(2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要性が生じたとき

(3) 乙の本事業の執行上、ふさわしくない行為があったとき

(4) 荒天・天変地異その他の予測し得ない事由によりやむを得ず中止する場合

2 甲及び乙は、前項各号の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(中止・延期)

第14条 前条第1項に規定された場合以外に甲及び乙がイベントの中止又は延期を希望する場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(延滞金及び違約加算金)

第15条 甲が前条の規定により乙に負担金の返還を求めた場合において、乙が甲指定の期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付する。

2 前条第1項第1号から第3号までの規定に該当し、本協定を解除して、甲が乙に負担金の返還を求めた場合においては、負担金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該負担金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付する。

(延滞金及び違約加算金の計算)

第16条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 2 甲が前条第2項の規定により乙に違約加算金の納付を求めた場合において、乙の納付した金額が返還を求めた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を求めた負担金の額に充てるものとする。

(損害賠償責任)

第17条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

- 2 本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。
- 3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(緊急時の対応)

第18条 甲及び乙は、本事業の実施期間中、運營業務の実施に関連して事故、災害、その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他必要な措置に関する事項を定めなければならない。

- 2 甲及び乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。
- 3 緊急事態が発生した場合は、甲及び乙は、事故等の原因調査に当たらなければならない。

(暴力団等の排除)

第19条 乙は、乙が締結する売買、賃借、請負その他の契約に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）が介入することのないよう十分留意するとともに、暴力団等反社会的行為者を排除する措置を講ずること。

- 2 乙は、本事業の運營業務を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団又は暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 甲に報告すること
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事

(守秘義務)

第20条 甲及び乙は、本事業の実施に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

- 第21条 甲及び乙が、分担業務に関して取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。運營業務終了後においても同様とする。
- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
 - 3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
 - 4 甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

(裁判管轄)

- 第22条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(権利の帰属)

- 第23条 本事業の実施により得られる成果・著作権は、乙に帰属するものとする。
- 2 甲及び乙並びに乙の構成員は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による乙の保有成果物を利用できるものとし、乙は別途著作権使用料を請求しないものとする。
 - 3 その他、権利の帰属に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(印刷物の作成)

- 第24条 乙は、甲の共催名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(協定内容の変更)

- 第25条 甲及び乙は、運營業務の内容等を変更する必要があるとき又は、経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不相当となった場合は、協議の上本協定の内容を変更することができる。

(その他)

- 第26条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙はその都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和5年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
乙 東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会
代表者 実行委員長

(別記第1号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に係る
事業報告書・収支決算書の提出について

このことについて、東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する協
定書第10条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

(別記第2号様式)

政計第 号
令和 年 月 日

名称
代表者名

東京都知事 小池 百合子

東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に係る
事業報告書・収支決算書の承認及び東京都負担額の確定について

このことについて、令和 年 月 日付けで提出のありました東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に係る事業報告書及び収支決算書については、東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する協定書第11条第1項の規定に基づき、記載のとおり承認します。

また、東京都が負担する額について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

負担金額確定額
金

円

(別記第3号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

名称
代表者名

東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に係る負担金精算書

このことについて、令和 年 月 日付 政計プ第 号で額の確定通知を受けた負担金について、東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する協定書第11条第2項の規定に基づき下記のとおり精算します。

記

1	概算受領額 金	円
2	精算額 金	円
3	差引額 金	円

2023年度収支予算書修正（案）**収入の部**

(単位:千円)

科 目	予算額	備 考
東京都負担金	1,800,000	
収入合計	1,800,000	

支出の部

(単位:千円)

科 目	予算額	備 考
委託費 東京eSGプロジェクト国際発信イベントの 実施運営計画策定支援及び実施運営委 託 等	1,800,000	・全体実施運営計画の策定 ・各会場(有明アリーナ、日本科学未来館、 シンボルプロムナード公園)における実施準 備 ・ブランディング及びプロモーション ・シテイドレッシング ・広報物制作 ・実行委員会運営等補助業務 等
支出合計	1,800,000	
収支差額	0	

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会会則

制定 令和4年9月30日付 22e 国実第1号

改正 令和4年10月18日付 22e 国実第10号

改正 令和5年3月 日付 22 e 国実第21号

(名称)

第1条 本会は、東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 東京ベイ eSG プロジェクトが目指す50年・100年先の持続可能な都市モデルをいち早く具現化し、東京が世界各都市と連携して持続可能な社会の実現に向けたムーブメントを牽引していくため、国際発信イベント事業を実施することを目的とする。

(業務内容)

第3条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 実行委員会事業の企画に関すること。
- (2) 実行委員会事業の実施に関すること。
- (3) その他、実行委員会の運営に必要なこと。

(構成)

第4条 実行委員会の委員は、別表1のとおり実行委員会の趣旨に賛同した団体及び関係者をもって構成する。

(組織)

第5条 実行委員会の委員は別表1に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。ただし、委員長承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

(役員)

第6条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員の職務)

第7条 委員長は、実行委員会を代表し、業務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の経理及び業務執行の状況を監査し、必要に応じ、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、第14条の規定により実行委員会が解散するまでとする。

ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(責任等)

第9条 実行委員会は、独立した権利義務主体であって、その債務等について、委員は一切の個人責任を負わない

また、実行委員会は委員や関係者に対して一切の利益分配等を行うことができない。

(会議)

第10条 委員長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。ただし、委員の要請があった場合には、その都度開催する。

- 2 委員は会議に出席し、事業実施に必要な計画の審議等を行う。
- 3 実行委員会は、委員の過半数の出席が無ければ会議を開会することができない。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された議事について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決権を行使することができる。
- 4 実行委員会に関する重要事項は、会議で協議し、出席委員の過半数の同意の上決定する。
- 5 第3項及び前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、書面又は電磁的記録により可否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の議事に関係又は専門的知識を有する者等を実行委員会に出席させ、その意見を徴することができる。
- 7 会議は原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 8 委員長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて部会を開くことができる。

(守秘義務)

第11条 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た秘密情報（実行委員会の資料の内容のほか、実行委員会における議事内容等を含む。）について、その秘密を保持しなければならないが、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。

(議事及び資料の公開)

第12条 実行委員会の議事の内容及び資料の取扱いは、関係法令に則り、適切に対応する。

(事務局の設置)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名及び事務局次長3名を置き、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

3 事務局長は、事務局業務を管理する。

4 事務局次長は、事務局長の職務を補佐する。

また、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局長の職務を代理する。

5 事務局は、東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課に置く。

6 事務局及び職員に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(謝金の支払い)

第14条 事務局は、実行委員会の委員、監事及び第9条第6項に定める者であって実行委員会に出席した者に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、東京都総務局外部講師謝金支払基準に準じて支払う。

(解散)

第15条 実行委員会は、第2条の目的を達したときは、解散する。

(経費)

第16条 実行委員会の事業遂行に関する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 運営経費の取扱いに関しては、別途定めるものとする。

(規定等)

第17条 実行委員会に関わる事務規程及び財務規程は別途定めるものとする。

(会計年度)

第18条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(出納の閉鎖)

第19条 実行委員会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(補則)

第20条 本会則に定めのない事項は、委員長が定める。

附 則

この会則は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年10月18日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年 月 日から施行する。

東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会 委員

[別表1]

組織名等	役職及び氏名（敬称略・五十音順）	
株式会社ユーグレナ	代表取締役社長 出雲 充	
一般社団法人 新経済連盟 株式会社LIFULL	広報担当理事 代表取締役社長 井上 高志	
東京商工会議所	青年部会長 新事業・イノベーション創出委員会 副委員長 井上 博貴	
日本アイ・ビー・エム株式会社（IBM Corporation）	パートナー 大塚 泰子	
カフェ・カンパニー株式会社	代表取締役社長 楠本 修二郎	
公益社団法人経済同友会 （オイシックス・ラ・大地株式会社）	副代表幹事 高島 宏平	
株式会社グランドレベル	代表取締役社長 田中 元子	
株式会社arca	代表取締役/クリエイティブディレクター 辻 愛沙子	
CIC Japan合同会社	プロジェクトリード 藤瀬 里紗	
Plug and Play Japan株式会社 一般社団法人スタートアップエコシステム協会	執行役員・CMO 代表理事 藤本 あゆみ	
日本ガストロノミー学会 株式会社FOOD LOSS BANK	代表 代表取締役社長 山田 早輝子	
一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会	事務局長	
国立研究開発法人科学技術振興機構 日本科学未来館	副館長	
株式会社東京臨海ホールディングス	グループ支援部長	
東京臨海高速鉄道株式会社	総務部長	
一般社団法人日本自動車工業会	次世代モビリティ領域3部担当部長	
中央区	企画部長	
港区	芝浦港南地区総合支所長	
江東区	政策経営部長	
品川区	都市環境部長	
大田区	まちづくり推進部長	
東京都	政策企画局	計画調整部長
	デジタルサービス局	企画調整担当部長
	財務局	理事（主計部長事務取扱）
	都市整備局	まちづくり調整担当部長
		都市基盤部長
	環境局	環境政策担当部長
	産業労働局	企画調整担当部長
	港湾局	企画担当部長
		臨海開発部長
	生活文化スポーツ局	企画担当部長
開設準備担当部長		

東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会 監事（案）

[別表2]

組織名	所属等
東京都	政策企画局総務部企画計理課長

東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会 事務局長（案）

[別表3-1]

組織名	所属等
東京都	東京都政策企画局東京eSGプロジェクト推進担当部長

事務局次長（案）

[別表3-2]

組織名	所属等
東京都	政策企画局計画調整部東京eSGプロジェクト推進担当課長
東京都	政策企画局計画調整部プロジェクト推進課長

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信イベント
企画提案等審査委員会設置要綱

制定 令和 4 年 9 月 30 日付 22e 国実第 1 号

改正 令和 5 年 3 月 日付 22e 国実第 21 号

(目的)

第 1 条 東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会事業に係る実施計画及び運営計画の策定に係る業務支援並びに東京ベイ eSG プロジェクト国際発信イベント実施運営業務等（以下「本業務」という。）について、委託先を公正かつ適正に選定するため、「東京ベイ eSG プロジェクト国際発信イベント企画提案等審査委員会」（以下「企画提案等審査委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 企画提案等審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別途定める者（別紙）をこれに充てる。

2 前項 1 に掲げる委員のほか、委員長が必要と認める場合には、臨時の委員を置くことができる。

3 企画提案等審査委員会は、提案事業者に対してヒアリング等を実施することができる。

(委員長の職務及び代理)

第 3 条 委員長は、企画提案等審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(所掌事項)

第 4 条 企画提案等審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 企画提案方式により選定する場合、委託先選定のための審査に関すること。

(2) 総合評価入札方式により落札者を決定する場合、落札者決定基準の調査及び審議並びに技術提案書の審査に関すること。

(3) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

(企画提案等審査委員会の開催)

第 5 条 企画提案等審査委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(委員の定数)

第6条 企画提案等審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開催することができない。

- 2 企画提案等審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長が決するところによる。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された議事について、代理人に権限を委任することができる。

(関係者の出席等)

第7条 企画提案等審査委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(企画提案方式により委託先を選定する場合の審査)

第8条 企画提案等審査委員会は、第4条第1号により、企画提案方式で委託先を選定するときは、東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会の定める企画審査基準に従い、企画提案の審査を行う。

- 2 前項の審査は、原則として、全ての提案事業者に対して提案説明の機会を与えることとする。ただし、提案事業者が5者を超える場合には、予備審査により、提案説明に進む事業者を選定することができる。
- 3 企画提案等審査委員会は、前項の予備審査を行う場合には、企画提案書の審査を書面により行うことができる。

(総合評価入札方式により落札者を決定する場合の審査等)

第9条 企画提案等審査委員会は、第4条第2号により、総合評価入札を行うときは、落札者決定基準の調査及び審議を行う。

- 2 前項の調査及び審議を経て、東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会が定めた落札者決定基準に従い、参加者の技術提案書の審査を行うことができる。
- 3 前項の審査・確認は、書面により行うことができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、当該職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第11条 企画提案等審査委員会は、非公開とする。

(審査委員会の庶務)

第12条 企画提案等審査委員会の庶務は、東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員

会事務局において処理する。

(謝金の支払)

第 13 条 東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会は、委員に対し、謝金を支払うことができる。

(その他)

第 14 条 この要綱で定めるもののほか、企画提案等審査委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 月 日から施行する。

企画提案等選定委員会委員 名簿				
組織名		所属等	氏名（敬称略）	審査会委員
東京ベイeSGプロジェクト 国際発信実行委員会	委員長	株式会社 arca	辻 愛沙子	委員
	副委員長	株式会社グランドレベル	田中 元子	委員
	委員	日本科学未来館	伊藤 洋一	委員
	事務局長	東京都政策企画局理事 (東京eSGプロジェクト推進担当)	相田 佳子	委員長
外部有識者		東京ビッグサイト	石岡 由江	委員
		事業構想大学院大学	田中 里沙	委員
		立教大学	玉井 和博	委員